

(2.6.1) 肥料成分の把握

(2.6.3) 肥料の安全性の確認

美味しまねゴールド生産工程管理基準 2.6.1

- ①購入した肥料はその成分がわかる文書を保管している。
- ②自家製堆肥等、成分表がないものについては、検査機関による分析または書籍等により標準的な成分量を把握している。

美味しまねゴールド生産工程管理基準 2.6.3より抜粋

- ②普通肥料以外の肥料等は、原材料（採取地等の由来含む）、製造工程または検査結果を把握することにより、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認している。

■これらの適合基準でいう肥料等とは、以下のものを指します！

- ・普通肥料（登録肥料、指定混合肥料など）
- ・特殊肥料（堆肥、米ぬか、魚かすなど）
- ・ほ場に投入する農薬以外の資材（土壌改良材や土壌活性剤、植物活性剤、葉面散布剤、微生物資材、敷き草（稲わら、刈り草、樹木の皮等）、忌避剤など）



■どうして肥料の成分や安全性を確認する必要があるの？

肥料を施用する場合、必ず「施肥設計」を立てますが、土壌診断等で土壌に必要な栄養成分の量を把握していても、使用予定の肥料の成分を把握していなければ、適切な肥料投入量の計算ができません。また、過剰な施肥はコスト面でのデメリットが大きいだけでなく、環境に悪影響を及ぼすことがありますので、適正な施肥を行うために、成分を把握することは重要です。

併せて、肥料等の安全性は、作物の生育や農産物の安全に大きく関わってきます。農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認しましょう。

コラム：最近話題の『バイオスティミュラント』ってなに？

バイオスティミュラント（以下、BS）を直訳すると「生物刺激剤」という意味で、植物やその周辺環境が本来持つ自然な力を活用することにより、より良い生理状態を植物体にもたらす様々な物質や微生物のことです。「みどりの食料システム戦略」の中では、「BSを活用した革新的作物保護技術の開発」が化学農薬低減のための革新技術として紹介されています。

BSは、農薬、肥料、土壌改良材のいずれの法的範疇にも収まらない製品カテゴリーで、日本での公的な定義については関係者の間で議論が進められている状況ですが、ほ場に投入する資材という点では、成分や安全性を確認する必要があります。

■肥料の成分及び安全性を確認する方法

○普通肥料

保証票*で確認します。保証票が確認できない場合は、製造業者から保証票を取り寄せるか、原材料、製造工程などが分かる資料を取り寄せます。

*保証票は、肥料袋の裏面などに表示されています。保証票を見ると、肥料の種類や名称、登録番号、製品に含まれる肥料の成分量、原料などを確認できます。

○特殊肥料、ほ場に投入する農薬以外の資材

品質表示*や**島根県たい肥利用マップ**、**資材証明書**、**カタログ**などで確認します。

*特殊肥料のうち「堆肥」「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」については、品質表示が義務付けられています。品質表示を見ると、肥料の名称や種類、届出をした都道府県、製品に含まれる肥料の成分量、原料などを確認できます。

・自作堆肥の場合

自作堆肥についても、成分を把握する必要があります。 確実なのは検査機関に成分分析を依頼することですが、牛糞堆肥の窒素分はどの程度あるかといったことを書籍等から把握することでも構いません。

また、生産工程概略図等を作成し、原材料の種類（採取地等の由来含む）、使用割合、たい積期間、発酵温度等を明らかにしておきましょう。

・敷き草（稲わら、刈り草、樹木の皮など）の場合

敷き草は原材料そのものなので、採取地等を把握する必要がありますが、成分表、生産工程概略図は不要です。

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	〇〇〇〇
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	島根県
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇 島根県〇〇市〇〇町〇番地
正味重量	20キログラム
生産した年月	令和3年12月
原料	牛ふん、もみがら
備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である。	
主成分の含有量等（現物又は乾物当たりの別を記載）	
窒素全量（％）	
りん酸全量（％）	
加里全量（％）	
銅全量（mg/kg）	
亜鉛全量（mg/kg）	
石灰全量（％）	
炭素窒素比（C/N比）	
水分含有量（％）	

特殊肥料の品質表示例

参考：[島根県たい肥利用マップ](#)

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/kankyo_suishin/katikuhausetubu/taihi_map/

⚠️ ポイント

肥料成分を把握しただけでは、肥料の安全性を確認したとは言えません。

適切な施肥量を計算するために肥料成分を把握したうえで、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認し、肥料の適正利用に努めましょう。

【問い合わせ先】

産地支援課美味しまね・GAPスタッフ

TEL：0852-22-6011

E-Mail；oishimane@pref.shimane.lg.jp

★美味しまね認証 HP <https://oishimane.com/>

